

令和7年度第3回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和7年6月19日（木曜日） 14時から14時51分
- 2 場 所 神奈川県庁西庁舎7階 701会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、坂田ゆず、鈴木洋平、高橋章浩、丹羽由佳理、速水洋、山崎徹、吉田聡
- 4 傍聴人 2人（一般傍聴人の定員10人）

5 議 題

（1）対象事業の審査

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について

（2）対象事業の審査

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について

（3）その他

6 審議概要

（1）対象事業の審査

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について

（一ノ瀬会長）

それでは、まず、継続案件である「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案」の審議を行いたいと思います。

まず、事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。その後、事業者の方に入室いただき、前回審査会の検討事項などについて、補足資料を用いて説明をしていただこうと思います。

それでは、事務局お願いします。

（事務局）

資料1-1「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案に係る審議資料」により説明

（一ノ瀬会長）

ただいま説明のありました内容については、これでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし

（一ノ瀬会長）

それでは、次に、前回審査会で委員から出た質問について、事業者から説明をいただきます。会

場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介

(事業者)

資料1-2「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案に係る補足資料」により説明
(一ノ瀬会長)

そうしましたら、大澤委員、御質問に対する事業者の今の説明についていかがでしょうか。

(大澤委員)

説明ありがとうございました。事後調査の方は、追加をありがとうございます。

それから、地被と芝生が良いということでしたよね。ヨシ原などの草地とは私は一言も言っていない、カヤネズミが住めるハビタットを何とかしてくださいというお話をしましたので、地被の中には多分、例えばチガヤ草地が含まれるので、その場合、カヤネズミのハビタットとしては十分いける・・・

(事務局)

途中から音声が切れてしまったので、地被植物のあたりからもう1回お願いしたいのですが。

(一ノ瀬会長)

ネットの環境がよろしくないですね。

主旨としてはきっとヨシでなくてもチガヤ等の草地でも、対象になるのではないのでしょうかということだったかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事業者)

回答させていただきます。

芝、地被植物も対象となっております、その中で、市の推奨樹木みたいなところが決まっています、いわゆるヨシ等が対象外であると回答いただいております。

まず、そもそも芝・地被植物に関しては、緑化基準の中で対象にはなっているのですが、これが樹木とはまた別の扱いでして、樹木の場合はその該当の面積に対して100パーセントの面積を緑化基準として対象としているということが伊勢原市の基準になっています。

一方で、芝・地被類に関しては、市街化調整区域ですと、そのパーセンテージが20パーセントとといったような形で、全面積、つくった面積すべてを緑化基準に換算されないといったような基準がございます。

今回の事業に関しましては、最小限の土地利用というところを含めると、そういったところで芝と地被植物に、そういったところの植物であったとして、同様な環境をつくれたとしても、樹木としての分以上の緑地とはまた別になりますので、今回の措置としては厳しいと考えております。

(一ノ瀬会長)

わかりました。ちょっと大澤委員の接続が切れてしまったみたいですね。

そうしましたら、先に、欠席の委員から事務局は御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

欠席の委員から、今回御質問等をお預かりしておりません。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、ほかに、委員の皆さんから御意見、御質問はいかがでしょうか。

ございませんかね。大澤委員、聞こえますか。

(大澤委員)

すみません。ネットの調子が悪いようで。今、どこまででしたか。

(一ノ瀬会長)

ヨシではなくチガヤ等の草原でということ。

(大澤委員)

はい。そういうことです。

芝・地被植物でチガヤ草原でいけるかなという印象を持ちましたので、できる範囲でそういうのをやってくださればということです。

(一ノ瀬会長)

それでは、事業者の方、もう1回で恐縮ですけども、端的に先ほどの説明をお願いできればと思います。

(事業者)

今回、伊勢原市の緑化基準では樹木及び芝・地域植物に限られているというところで書かせていただいているのですが、この樹木と芝ではまた扱いが異なっておりまして、芝に関しましては、伊勢原市の緑化推進基準の中では、市街化区域外、今回の調整区域のようなところでは、緑化換算率としては、20パーセントといったような決まりがございます。

そういった中で芝・地被植物で緑化をしてしまうと、その面積としては、20パーセントしか緑化推進基準としては換算されないという状況になります。

今回の事業は、最低限の土地利用をというところの観点から、こういったところの、芝等で創出していくといったところが難しいと考えております。

(一ノ瀬会長)

大澤委員いかがでしょう。

(大澤委員)

努力はしていただいて、無理ならしょうがないです。一応できる限り努力した事実を残していただければいいと思います。

すみません。時間を取ってしまいました。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、よろしいですかね。

ほかにいかがでしょうか。ただいま御説明いただいたこと、もしそれ以外にもございましたら。

よろしいですか。

そうしましたら、本日の補足説明については以上ですので、こちらの案件については、おおむね審議が尽くされたかというふうに思います。

次回は、本日の審議を踏まえた上での答申案の審議とさせていただければと思います。

それでは事業所の皆様におかれましては、本日の審査会が御出席いただく最後の審査会となります。これまで当審査会に御協力いただきありがとうございました。

当審査会での審議を踏まえ、予測評価書に係る対応等については遺漏なく実施していただきますようよろしくお願いします。

それでは、本日のこの件についての審議は以上とさせていただきます。

事業者の方お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退出いただければと思います。

～事業者退出～

(2) 対象事業の審査

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について

(一ノ瀬会長)

それでは継続案件である、「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書」の審議を行いたいと思います。

まず事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。

次に、事業者の方に入室いただき、前回審査会の検討事項などについて、補足資料を用いて説明していただきます。

ここまでの審議が終了したら、事業者に退出していただき、本日、答申案の審議ということにしたいと思います。それでは、事務局からお願いします。

(事務局)

資料2-1「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト計画段階環境配慮書に係る審議資料」により説明

(一ノ瀬会長)

ただいま説明のありました内容については、これでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは次に、前回審査会で委員から出た質問について、事業者から説明をしていただこうと思います。会場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介

(事業者)

資料2-2「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト計画段階環境配慮書に係る補足資料」により説明

(一ノ瀬会長)

それでは、速水委員、ただいまの質問に対する事業者の説明についていかがでしょうか。

(速水委員)

御回答、御説明ありがとうございます。まず、一つ目の80メートルと100メートルの煙突高さについてですが、よくわかりました。ぜひ、配慮書の方に記載をお願いしたいと思います。

もう一つの1時間値についてですけれども、複数案の検討というのは配慮書で行っていただき

いと思います。その場合、年平均値の差は出ないので1時間値でお願いしております。

気象データがないということですが、配慮書段階ですので、簡便な方法でよくて、簡単な感度解析でよろしいかと思います。もしくは、過去のデータがあればそれを使っていいただければと思います。

(一ノ瀬会長)

事業者の方がいでしょうか。

(事業者)

御指摘いただきました配慮書段階での実施についてですが、ちょっとできるかどうか。感度の内容に関してですが、ちょっと検討させていただきたいと思います。配慮書の期限もございまして、もしできない場合は、こちら(補足資料)に書かせていただいています、準備書であったり、これ以降の段階にて、させていただきたいというところがございます。

(一ノ瀬会長)

速水委員よろしいでしょうか。

(速水委員)

この資料2-1の1-2に「各種パラメータを任意で設定することは可能」と書いてありますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、ほかに事務局は欠席の委員から御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

欠席委員からお預かりしている質問はありません。

(一ノ瀬会長)

それでは、ほかの委員の皆さん、御質問、御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この案件については、審議が尽くされたようですので答申案の審議へと移りたいと思います。

事業者におかれましては、配慮書に係る審査については、本日の審査会が御出席いただく最後の審査会となります。

本日は当審査会に御協力いただきありがとうございます。

当審査会での審議を踏まえ、環境影響評価方法書に係る対応等について遺漏なく実施していただきますようよろしくお願いします。

事業者の皆様お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、退室ください。

～事業者退出～

(一ノ瀬会長)

それでは引き続きまして、「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト計画段階環境配慮書」の答申案の審議を行いたいと思います。

事務局は答申案の説明をしてください。

(事務局)

資料2-3「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト計画段階環境配慮書に係る答申案」について説明

《画面共有により説明部分を表示》

(一ノ瀬会長)

欠席の委員から、事務局に御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

欠席委員からお預かりしている御意見はありません。

(一ノ瀬会長)

それではただいま説明いただいた答申案について御意見をいただければと思います。

いかがでしょうか、委員の皆さん。

文言や先ほどの事業者の説明を含めていかがでしょうか。

先ほどいただいた速水委員の御意見も「Ⅲ」番目の(2)に入れていただいているかと思います。

いかがですか。特段、修正の必要はなさそうですね。

それでは、この案件については、今示していただいているこの答申案のとおり、答申として決することとしたいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは、これをもって答申といたします。この案件については以上とさせていただければと思います。ありがとうございます。

(3) その他

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、次に事務局から報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

事務局お願いします。

(事務局)

「二ノ倉開発採石場増設事業 事後調査報告書（第4回）」について報告

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、ただいまの説明について、何か御意見、御質問はございますか。

いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、特にないようですので、この件については以上としたいと思います。

本日予定していた議題については以上ですけれども、ほかに何かございますか。

それでは、特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会としたいと思います。

以上